

2019年7月31日

自治体学会 理事長 金井利之様

自治体学会 監事

矢島真知子  
飯川有

### 2018年度自治体学会報告書

自治体学会規約第12条の規定により、2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の自治体学会の会計及び会務執行の監査を行いましたので、下記の通り報告します。

#### 記

1 監査実施日時 2019年7月6日(土) 午後1時から4時まで

2 監査実施場所 自治体学会事務局(東京都千代田区神田司町2-19)

#### 3 監査方法

2018年度の会計及び会務執行に関して、事務局より帳票及び調書に基づき説明を受けました。また、銀行通帳、郵便振替払受通知表、財産目録等の関係書類等を精査し、監査しました。

#### 4 監査概要

2018年度の会計及び会務執行に関して、概ね適切に処理されていました。なお、会計の管理や予算の執行などに関し、下の監査意見の通り、改善を要する事項が見受けられましたので、来年度までには改善を図る必要があるものと想致します。

#### 5 監査意見

(1) 支出に当って、支出伺など理事長等の決裁行為が無く、事務局担当者の裁量で支出が処理されていました。内部統制を適切に実施する観点からも、理事長又は理事長から委任された理事などが支出の適否を管理し、決裁行為を確実に実施するべきと考えます。

(2) 10万円を超す印刷物の支出に関して、前年度実績のある事業者との随意契約により経費が執行されていました。経費抑制の観点からも、10万円を超す程度の多額の支出に関しては、これまで当初に比較検討していると伺っておりますが、5年以上経過しているので、改めて、複数の事業者から見積りを徴収し、安価な事業者を契約の相手とするなど、競争による契約を実施するべきと考えます。

- (3) 特別財産基金について、2018年度決算においては、732万円余と、支出決算額の実に7割以上もの額が計上されていました。当該基金は、特定の使用目的はないとのことで、いわば将来不安の為に留保されている色合いが強い様に見受けられました。その様な多額の資金を内部留保しておくことは、適切とは言えません。内部留保については、公益法人の指導監督の基準などを参考として、年間支出額等の30%程度以下に留めるべきであると考えます。
- (4) 前述の通り、この内部留保の存在は、会員の減少などの本会の将来不安が大きな要因であるように思料されます。本会の財務上の将来不安に対応し、内部留保を適正な水準に引き下げていくためにも、5年程度の中期の事業計画及び収支見通しを立てた上で、来年度予算案を提案するべきと考えます。
- (5) 「大会開催費」の「②企画部会費」の支出について、予算額よりも決算額が220,264円の超過となっています。当該支出は、全て旅費が占めるところでした。任意団体の会計において、決算額が予算額を超過することは、必ずしも禁止されていることではありませんが、旅費等の事務的性質の経費において20万円を超す多額の超過は、予算が総会で会員の承認を得たものであるとの観点からも、適切とは言えません。予算の範囲内での経費の執行に留めるか、もしくは的確な支出見込額を予算に計上しておくべきと考えます。
- (6) 大会参加費に関して、パネラーや企画部会員などについては、支払いが免除されているとのことでした。適正な収入の確保、大会における会員からの参加費徴収の平等性の観点からも、大会参加費の免除の範囲については、最低限の人数に留めるよう、見直しを図るべきと考えます。
- (7) 自治体学会細則の「5 部会」においては、「各部会は、10人程度で構成する。」と規定されています。一方で、現時点での企画部員は18名で、細則の規定との間に齟齬が生じています。細則を改正するか、企画部員の数を減らすなどして、細則と企画部員数との整合性を図るべきと考えます。
- (8) 事務局担当者の報酬に関しては、一時間当たり1200円のことでしたが、明確に規定されたものがない現状にあるとのことでした。安定した事務局体制の確保の観点からも、事務局担当者の報酬に関して、規程に明記するなど、明文化を図るべきと考えます。
- (9) 保管されている領収書について、感光紙のままで保管されているものが見受けられました。感光紙は経年劣化で記載内容が消えてしまうため、保存年限が10年と決められている会計関係資料として保存していくには、適当ではないものと考えます。領収書のコピーを併せて保管するなど、保存年限に対応できる保存形態とするべきと考えます。